

住民監査請求の手引き

＜ダイジェスト版＞

(令和3年5月現在)

松江市監査委員事務局

1. 住民監査請求とは

住民監査請求とは、市民が、市の執行機関（市長、委員会、委員）や市の職員について違法もしくは不当な市の財務会計上の行為または怠る事実があると認めるときに、これを証明する書面を添えて監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講じるよう請求する制度です（地方自治法第242条）。

2. 監査請求ができる方

松江市内に住所を有する方（個人または法人）です。

3. 監査請求の対象

監査請求の対象は、次に掲げる市の財務会計上の行為または怠る事実です。

(1) 違法または不当な行為

- ・公金の支出（補助金の支出など）
- ・財産（土地、建物、物品、債権など）の取得、管理、処分
- ・契約（工事請負契約、売買契約など）の締結、履行
- ・債務その他の義務の負担（予算額を超える借入など）

以上の行為が行われることが相当の確実さをもって予測される場合も含まれます。

(2) 違法または不当に怠る事実

- ・公金の賦課、徴収を怠る事実（市税の徴収を怠る場合など）
- ・財産の管理を怠る事実（市有地や市の債権の保全管理を怠る場合など）

(1) もしくは (2) の行為があった日または終わった日から1年を経過したときには、正当な理由がある場合を除き、監査請求はできません。

※正当な理由とは、市民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて知ることができなかつたといえること及びその行為を知ってから相当の期間内に監査請求をしていることなどをいいます。

そのため、1年以上経過した事案について請求される場合は、監査請求書の中で正当な理由があることを記載して頂く必要があります。

4. 監査請求書の作成（様式及び記載例）

(1) 監査請求は、その要旨を記載した文書（監査請求書）により行う必要があります。要旨には、次の事項について具体的に記載してください。

- ・だれが（市の執行機関または職員）
- ・いつ、どのような財務会計上の行為を行ったのか、またはどのようなことを怠っているのか
- ・その行為または怠る事実は、どのような理由で違法もしくは不当なのか
- ・その結果どのような損害が市に生じているのか
- ・どのような措置を請求するのか

※住民監査請求は、市に財産的損害が生じていない場合や損害発生のおそれのない場合には、行うことができません。

(2) 監査請求書には、請求の対象となる違法、不当な財務会計上の行為または怠る事実を証明する書面（事実証明書：公文書の公開請求による文書の写し、新聞記事の写しなど）を添付することが必要です。

(3) 監査請求書の様式及び記載例は次のとおりです。

●住民監査請求の様式及び記載例 ※たて書きでも可能です。

松江市職員措置請求書	
1 請求の要旨	
	<ul style="list-style-type: none">・だれが（請求の対象職員など）・いつ、どのような財務会計上の行為を行ったのか、またはどのようなことを怠っているのか・その行為または怠る事実は、どのような理由で違法もしくは不当なのか・その結果どのような損害が市に生じているのか・どのような措置を請求するのか・（行為から1年以上経過している場合は、正当な理由を記載）
2 請求者	
	住所： 氏名：（自署）
	地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付のうえ必要な措置を請求します。
	年 月 日
	松江市監査委員 あて

●事実証明書の様式及び記載例

形式・様式に決まりはありません。

違法又は不当とする財務会計上の行為などの具体的な事実を示す書面を、「事実を証明する書面」として請求書に添付してください

- ・「情報公開請求により入手した資料」
- ・「新聞記事の写し」
- ・請求される方などが市に対して行った照会の回答
- ・違法または不当な財務会計上の行為又は怠る事実についての報道記事

5. 監査請求の流れ

- (1) 請求書の受付
- (2) 請求の要件審査（要件を満たしていない場合は監査を実施しません）
- (3) 監査の実施（陳述は原則公開）
 - ・ 請求人の陳述聴取、追加証拠の提出
 - ・ 関係課職員の陳述聴取、関係書類の調査など
- (4) 監査結果の決定（監査委員の合議による）
- (5) 監査結果を請求人へ通知、公表し、請求に理由があると認める場合には市長などに対し勧告
 - ・ 勧告を行った場合は、市長などから監査委員に措置を通知。監査委員より請求人へ通知、公表

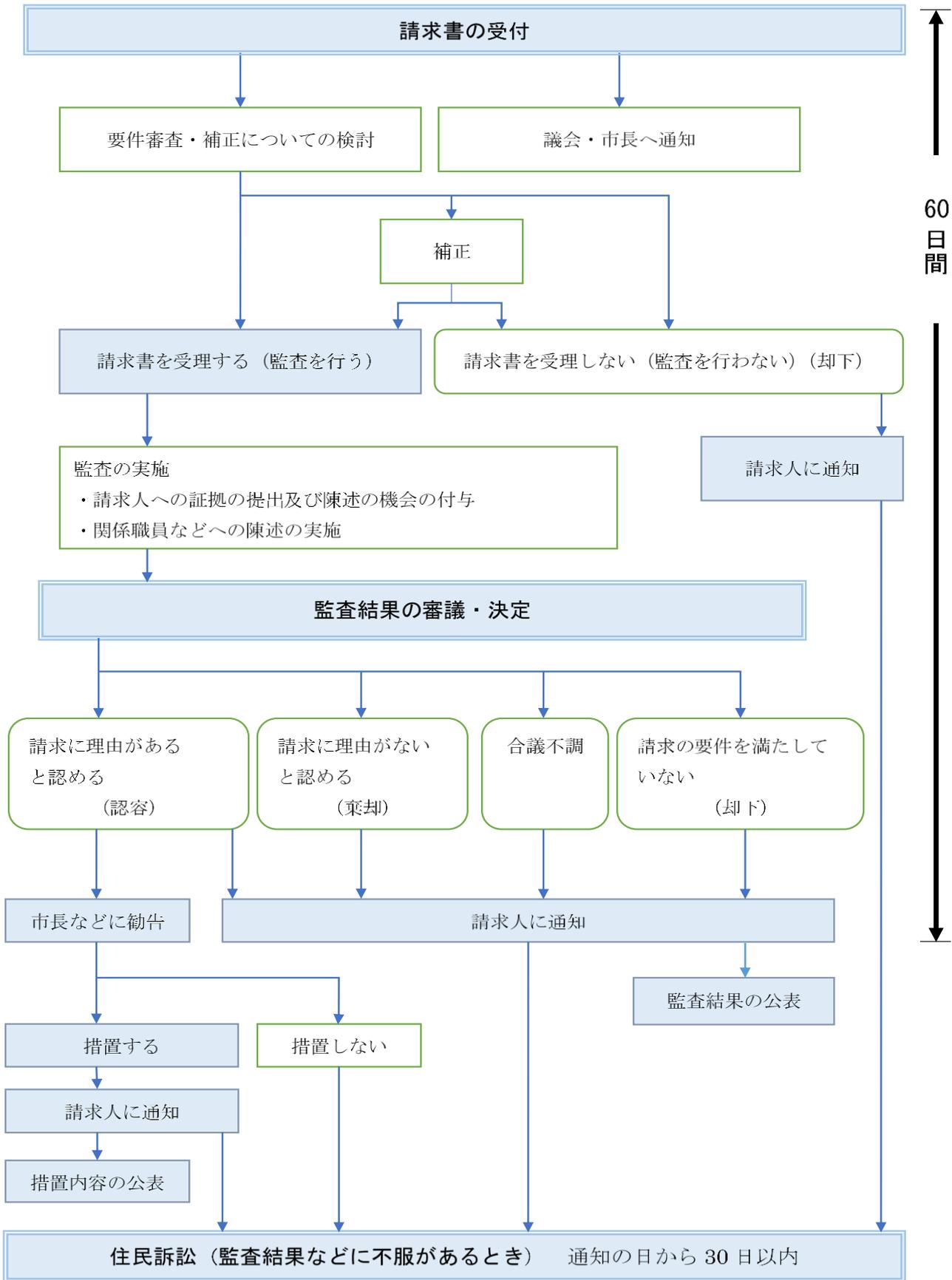
※監査請求書に記載された市長などの行為が、違法と考えられる相当な理由があり、かつ市に生じる回復困難な損害を避ける必要がある場合、監査委員は市長などに対して監査の手続きが終了するまでの間、その行為を停止すべきことを勧告することができます。

6. 住民訴訟（監査の結果などに不服がある場合）

裁判所に対して住民訴訟を提起することができます。訴訟を提起できる場合と期間は次のとおりです。

住民訴訟を提起できる場合	出訴期間
監査委員の監査結果または勧告に不服がある場合	監査結果または勧告内容の通知があった日から 30 日以内
監査委員の勧告を受けた執行機関等の措置に不服がある場合	措置に係る監査委員の通知があった日から 30 日以内
請求をした日から 60 日を経過しても監査委員が監査または勧告を行わない場合	60 日を経過した日から 30 日以内
監査委員の勧告を受けた執行機関等が措置を講じない場合	勧告に示された期間を経過した日から 30 日以内

監査請求の流れ



60日間

松江市監査委員事務局 監査係
 住所：〒690-8540 松江市末次町 86 松江市役所（別館 5 階）
 電話：0852-55-5445 FAX：0852-55-5595
 E-mail：kansa@city.matsue.lg.jp